

インターネットを使った有権者の選挙運動について

平成25年の公職選挙法改正で、有権者はインターネットを利用した選挙運動ができるようになりました。

しかし、次のようなことをすると、法律違反で罰せられる恐れがありますので、注意してください。

- ① 電子メールを使った選挙運動（候補者や政党などはあらかじめ電子メール送信に同意した者に対しては可能）
- ② 選挙運動用のホームページや候補者から届いた電子メールなど、選挙運動用の文書を印刷して配る
- ③ 満18歳未満の人による選挙運動（ツイッターによるリツイートやフェイスブックによるシェアなどを含む）
- ④ 選挙運動期間外の選挙運動

*詳細は、総務省 <http://www.soumu.go.jp/> で確認を

選挙運動とは

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得たり、得させたりするために、直接・間接的に働きかける行為のことです。

選挙運動期間

選挙の公示・告示日（立候補の届出後）から投票日の前日までの期間のことです。

■問い合わせ先
市選挙管理委員会
(総務課内)

☎(36) 1375



なぜなに選管

「参議院選挙の議席配分で使われるドント式って何？」

7月10日(日)執行の参議院通常選挙では、代表者を決める方法に選挙区制と比例代表制が導入されています。このうち比例代表選挙では、投票するときに「政党名」、「候補者名」どちらを書いても良いことになっています。各政党の当選人数は得票数に応じて議席を各政党に割り当てる「ドント式」と呼ばれる方法で決定します。

ドント式による議席の配分例

改選議席が5議席で3政党であったと想定した場合の議席配分と各党内の当選者の決定は以下の通りとなります。

- ① 各政党の総得票数（政党名の得票数+候補者名の得票数）を1、2、3…の整数で割ります。
- ② ①で算出された得票数が多い順（割り算の結果が大きい順）に各政党の議席が配分されます

政党名	ア党	イ党	ウ党
得票数(T)	3,300票	2,100票	1,200票
T÷1	当選① 3,300	当選② 2,100	当選④ 1,200
T÷2	当選③ 1,650	1,050	600
T÷3	当選⑤ 1,100	700	400
T÷4	825	525	300
獲得議席	3議席	1議席	1議席

- ③ 各政党の当選者は、それぞれの比例代表制の候補者名による得票数が多い順に決まっていきます。

▽ア党の場合

ア党の候補者名	候補者名の書かれた票数
aさん	150票
bさん	250票
cさん	400票 (当選)
dさん	1,500票 (当選)
eさん	350票 (当選)
ア党と書かれた票	650票
ア党の得票数	3,300票

当選者は、候補者名の多い順にdさん、cさん、eさんが当選となります。

▽イ党の場合

イ党の候補者名	候補者名の書かれた票数
Aさん	500票
Bさん	100票
Cさん	150票

Dさん	250票
Eさん	800票 (当選)
イ党と書かれた票	300票
イ党の得票数	2,100票

イ党は候補者名の多い順でEさんが当選となります。議席数の多いア党では350票で当選しますが、議席数の少ないイ党は500票獲得しても落選することになります。

仕組みを理解して投票を

比例代表区で特定候補者を支援し、当選させようとするときは「政党名」ではなく「候補者名」を書いて投票しなければ、結果につながらないことがあります。正しく仕組みを理解し、投票しましょう。

■問い合わせ先
市選挙管理委員会（総務課内）
☎(36)1375

高校での主権者教育

宗像高校と東海大学付属福岡高校で、5月19日、県選挙管理委員会（県選挙管）による主権者教育講座が行われました。これは、平成27年6月に成立した公職選挙法の一部改正で、選挙権の年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことを受け、若い世代が社会の一員として政治との関わりや有権者になることの意味を考えるために行われたものです。当日は、県選挙管職員から「有権者になるまでに知っておきたい『選挙』のこと」「選挙運動ってなに？」と題し、最近の選挙の投票率や、特に20歳代の投票率の低さの現況から、若者の声を政治に届けることの必要性が話されました。また、高校生にとって身近なSNSなどのインターネットを使った選挙運動について、クイ

ズを交えながら説明があり、これから有権者となる生徒たちは、県選挙管員の説明に熱心に耳を傾けていました。若い世代の有権者も、主権者としての自覚を持って投票に行きましょう。



主権者教育講座で熱心に選挙について学びました



初めての選挙に身を引き締める18歳の姿

■問い合わせ先
市選挙管理委員会
(総務課内)
☎(36) 1375